

富良野市手話言語条例

手話は、音声による言語とは異なり、手や指、表情等を用いて表現される独自の言語であり、手話を必要とする人にとって日常生活、社会参加及び自己実現に不可欠なものです。国においても障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）により手話が言語として位置づけられ、令和 7 年には、手話の普及及び理解の促進のため、手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）が制定されました。

富良野市は、豊かな自然と肥沃な大地に支えられた農業と、四季折々の景観や文化を生かした観光を基幹産業として発展してきたまちであり、市民はもとより、手話を必要とする国内外から訪れる多様な観光客等に対して、安心して滞在できるよう環境を整えることは、市の魅力をさらに高め、持続可能な地域社会を実現するうえで極めて重要です。手話を尊重し、その普及及び理解の促進を図ることにより、市民や観光客など多様な人々が互いに理解し合い支え合う共生社会の実現を目指し、この条例を定めます。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話を言語であるとの認識に基づき、富良野市（以下「市」という。）における手話の普及及び理解の促進に関し、基本的な事項を定めることにより、手話を使用する人等が地域社会の一員として安心して生活できる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 手話 音声による言語とは異なり、手、指、身体の動き及び表情を用いて意味を表現する視覚的言語をいう。
- （2） 手話を使用する人等 手話を主なコミュニケーション手段として使用する者、又は手話による意思疎通を必要とする者（ろう者、難聴者、中途失聴者、手話を母語とする者及び手話による情報保障を必要とする者並びに市内に一時的に滞在し手話を必要とする観光客などを含む。）をいう。
- （3） 合理的配慮 障がいのある人が他の人と同等の機会を得られるようにする措置をいう。
- （4） 手話通訳者等 手話通訳者、手話奉仕員など手話と音声言語との間で意思疎通を仲介する者をいう。
- （5） 意思疎通支援 手話、要約筆記、筆談、情報通信機器などを活用して行う情報及び意思伝達の支援をいう。

（基本理念）

第3条 手話を必要とする人及び手話を使用する人等は、手話による意思疎通の権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

2 市民への手話に関する理解の促進を図ることにより、手話を通じて誰もが参加できる地域共生社会の実現を目指すものとする。

(市の責務)

第4条 市は、手話の普及及び理解の促進に関する施策を推進するとともに、手話を使用する人等が手話を使いやすい環境の整備及び安心して暮らすことができる共生社会の実現に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域共生社会で共に暮らす一員として、手話が言語であることへの理解を深め、その普及の促進とともに、本市に訪れる観光客等にとっても手話が使いやすく、安心して滞在できるまちづくりに協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、手話に対する理解を深め、手話を必要とする市民及び観光客等が、安心して支援やサービスを受けられるよう、手話による意思疎通等の必要な合理的配慮の提供や誰もが働きやすい職場環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、この条例の目的及び基本理念を達成するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

(1) 手話についての市民及び事業者への理解の推進に関する施策

(2) 手話通訳者等の確保及び養成に関する施策

(3) 手話を学ぶ機会の提供及び手話による意思疎通支援が円滑にできる環境の整備に関する施策

(4) 緊急時において、手話を使用する人等が安全を確保するために必要な環境の整備に関する施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するときは、手話を使用する人等やその他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政措置)

第8条 市は、この条例の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。